

伊丹市環境基本計画（第3次）改訂版（案）
及び

伊丹市ゼロカーボンシティ宣言（案）
のパブリックコメントの実施結果について

伊丹市 総合政策部 グリーン戦略室

<問い合わせ先>
市役所3階 グリーン戦略室
TEL：072-784-8054

伊丹市環境基本計画（第3次）改訂版（案）及び伊丹市ゼロカーボンシティ宣言（案）
のパブリックコメントの実施結果について

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する伊丹市の考え方を下記のとおりとりまとめましたので公表します。

- 1 案件名 伊丹市環境基本計画（第3次）改訂版（案）
伊丹市ゼロカーボンシティ宣言（案）
- 2 募集期間 令和5年1月4日（水）～令和5年2月2日（木）
（公表期間）（令和5年3月1日（水）～令和5年3月30日（木））
- 3 資料閲覧場所 市役所（3階グリーン戦略室、3階総務課（行政資料コーナー）、
1階まちづくり推進課）、各支所・分室、くらしのプラザ、市民
まちづくりプラザ、「ふらっと」人権啓発センター、図書館本館
（ことば蔵）、市ホームページ
- 4 意見提出方法 所定の意見記入用紙（別紙）等に住所（市外在住の人は住所の
ほか勤務または通学先の住所・名称）、氏名（団体の場合は氏名
のほか団体名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）、意見を
記入のうえ、各資料閲覧場所で直接提出、またはグリーン戦略
室へ郵送、ファックス、電子申請で提出

5 提出件数 12件（3人）

郵送	ファックス	電子申請	持参	計
0件（0人）	0件（0人）	9件（1人）	3件（2人）	12件（3人）

6 意見概要及び市の考え方（意見全文は別添のとおり）

（1）伊丹市環境基本計画（第3次）改訂版（案）に関する意見

①地球温暖化対策に関連する意見

No.	意見内容	市の考え方
1	改訂版の変更点は。	<p>国や県の地球温暖化対策に関する法令や諸計画の改定等の社会情勢の変化を踏まえた伊丹市環境基本計画（第3次）（以下、本計画）の主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>○基本目標；気候変動</p> <p>1. 成果指標：温室効果ガス排出量（目標値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事務事業：22,505t から 18,180t へ変更 ・市域（推計値）：722千tを新設 <p>2. 事業：市民・事業者への活動促進</p> <p>「市民・事業者が取組を進めるための環境づくりや情報提供、活動促進事業を実施」する旨の内容を追記</p>

No.	意見内容	市の考え方
2	今後環境基本計画の実施事項の取り組みスケジュールは。	本計画は、令和3年度から令和10年度までを計画期間として取組を進めています。令和5年3月に気候変動に関する内容を改訂し、引き続き取組を推進していきます。
3	市民や事業所に期待される取り組みについて、既に実施されているのか。	成果指標を達成するための市民・事業者に期待される取組を記載しております。これらの取組が引き続き拡充・深耕されるよう、今後も情報発信や施策の展開に努めていきます。
4	施策の広報活動、参加への周知の方法は。	広く市民・事業者に周知できるよう市ホームページや市広報誌、SNS、自治会回覧、学校配布等を活用します。
5	市民や事業所が取り組む施策の目標や人数、規模は。	基本目標毎に設定している成果指標に記載しています。
6	本計画の策定から改訂版のパブリックコメントまでの経緯は。	本計画は、令和3年度から令和10年度までを計画期間とし、社会経済情勢や環境問題の変化等に適切に対応するため、令和6年度に見直し検討を行う予定としておりました。本計画の策定以降に、国や県の地球温暖化対策に関する法令や諸計画の改定等の社会情勢の大きな変化があったことから、令和3年11月から令和4年9月までの間、伊丹市環境審議会において、本計画の改定について継続的に審議を行いました。諸手続きを踏まえ、令和5年1月からパブリックコメントを実施しております。
7	本計画の取り組み及び周知の開始時期は。	本計画は、令和3年度を初年度とし、既に取組を進めています。また、本計画は令和5年3月改定予定としておりますが、改定次第、市ホームページ、市広報誌等で周知を行います。
8	数値目標は設定されているか。また、市民や事業者は何に取組めばよいのか。	基本目標毎に設定している成果指標に記載しています。成果指標を達成するための市民・事業者期待される取組を記載しておりますが、これらの取組が引き続き拡充・深耕されるよう、今後も情報発信や施策の展開に努めていきます。
9	商品のカーボンフットプリントや、ウォーターフットプリント等について、広く認知してもらう必要があると思う。	カーボンフットプリントについては、国が活用に取り組んでおり、本市としても国の施策を普及・啓発していくため今後周知に取り組みます。その他も、意見として承り、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

②その他の意見

No.	意見内容	市の考え方
1	道路や河川や公共施設等における樹木の伐採・剪定について、自然環境の保全に配慮すべき。	ご意見として各関係部署に共有するとともに、本計画の中間見直しの検討時に、参考にさせていただきます。
2	昆陽池のカラスが多く、道路にフンが多数落ちているため、対策していただきたい。	ご意見として各関係部署に共有するとともに、本計画の中間見直しの検討時に、参考にさせていただきます。

(2) 伊丹市ゼロカーボンシティ宣言（案）に関する意見

No.	意見内容	市の考え方
1	ゼロカーボンシティ宣言によって、何に取組めばよいのか。	(1) ① No.8の通りです。

(別添 意見全文)

(1) 伊丹市環境基本計画(第3次)改訂版(案)に関する意見

①地球温暖化対策に関連する意見

No.	意見内容	市の考え方
1	改訂版はどこが変わったのでしょうか	国や県の地球温暖化対策に関する法令や諸計画の改定等の社会情勢の変化を踏まえた伊丹市環境基本計画(第3次)(以下、本計画)の主な変更点は以下のとおりです。 ○基本目標; 気候変動 3. 成果指標: 温室効果ガス排出量(目標値) ・市の事務事業: 22,505t から 18,180t へ変更 ・市域(推計値): 722千tを新設 4. 事業: 市民・事業者への活動促進 「市民・事業者が取組を進めるための環境づくりや情報提供、活動促進事業を実施」する旨の内容を追記
2	今後環境基本計画を実施事項の取り組みスケジュールはありますか?	本計画は、令和3年度から令和10年度までを計画期間として取組を進めています。令和5年3月に気候変動に関する内容を改訂し、引き続き取組を推進していきます。
3	市民や事業所に期待される取り組みについて、実施します、参加します、とあります。すでに実施したり参加してるのでしょうか?	成果指標を達成するための市民・事業者に期待される取組を記載しております。これらの取組が引き続き拡充・深耕されるよう、今後も情報発信や施策の展開に努めていきます。
4	施策への広報活動、参加への周知の方法はありますか。	広く市民・事業者に周知できるよう市ホームページや市広報誌、SNS、自治会回覧、学校配布等を活用します。
5	市民や事業所が取り組む施策の目標や人数、規模はどのくらいを想定してますか?	基本目標毎に設定している成果指標に記載しています。
6	最初の策定から改訂版が発行されパブリックコメントがここまでかかった理由を教えてください。	本計画は、令和3年度から令和10年度までを計画期間とし、社会経済情勢や環境問題の変化等に適切に対応するため、令和6年度に見直し検討を行う予定としておりました。本計画の策定以降に、国や県の地球温暖化対策に関する法令や諸計画の改定等の社会情勢の大きな変化があったことから、令和3年11月から令和4年9月までの間、伊丹市環境審議会において、本計画の改定について継続的に審議を行いました。諸手続きを踏まえ、令和5年1月からパブリックコメントを実施しております。
7	市民や事業者は、第3次計画をいつから取り組むのでしょうか。その周知はいつから始まるのでしょうか。	本計画は、令和3年度を初年度とし、既に取組を進めています。また、本計画は令和5年3月改定予定としておりますが、改定次第、市ホームページ、市広報誌等で周知を行います。

No.	意見内容	市の考え方
8	<p>目標の数値化はされていますか？ 市民や事業者はその目標に向かってなにをすればいいのでしょうか</p>	<p>基本目標毎に設定している成果指標に記載しています。成果指標を達成するための市民・事業者に期待される取組を記載しておりますが、これらの取組が引き続き拡充・深耕されるよう、今後も情報発信や施策の展開に努めていきます。</p>
9	<p>基本目標【気候変動】について</p> <p>今、気候変動について考える時、「食」が環境に及ぼす影響を考慮することは世界の常識となっています。</p> <p>ゼロカーボンは、本市だけの排出量を考えればよいようですが、気候変動の問題は地球規模で取り組むべきものなので、消費者が選ぶ商品のカーボンフットプリントや、ウォーターフットプリントについても、広く認知してもらう必要があると思います。</p> <p>例えば、 「畜産から排出される温室効果ガスは、世界の温室効果ガス直接排出量の約14%を占め、車や飛行機、船などすべてを合わせた運輸部門全体の排出量に匹敵する。」 「1Kgの牛肉を生産するのに、25Kgの穀物と15,000リットルの水が消費されている。」ことなど、 家畜を産み育て、商品にするまでにたくさんの土地、水、作物が費やされていることについても啓発していただきたい。 給食の食材を、そういったことに考慮するとか、牛乳給食を選択性にする、などの取組も期待されます。</p> <p>昨年の広報伊丹で、「和食」を勧める記事が載っていて、主菜がお肉になっていましたが、明治時代に西洋文化が入ってくるまでは、元々の和食にはほぼほぼ「肉」は使われていないと思うし、このご時世に、広報で「肉」を勧めている場合ではないと思います。</p>	<p>カーボンフットプリントについては、国が活用に取り組んでおり、本市としても国の施策を普及・啓発していくため今後周知に取り組みます。その他も、意見として承り、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>

②その他の意見

No.	意見内容	市の考え方
1	<p>基本目標【自然共生・生物多様性】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民意識調査」の「市民の自然環境の保全に対する満足度」調査の詳細 ・緑化活動・生物多様性の保全に向けた具体的な取組の要望 <p>伊丹市内の「小さな生息環境に依存している昆虫類は減少傾向にある」ことは、素人目にも分かる。</p> <p>昨年、自分がいつも通っている道路の街路樹が根こそぎ抜かれた。かつて街路樹には、低木にはカネタタキ、高木にはアオマツムシが棲息し</p>	<p>ご意見として各関係部署に共有するとともに、本計画の中間見直しの検討時に、参考にさせていただきます。</p>

<p>ていて、毎年秋になるとその声が聞こえていた。街路樹は、温暖化対策に有効なだけでなく、真夏の炎天下に木陰を作ったり、急な降雨を凌いだり、景観も美しくなるなど、人にも必要であるし、上記のように他の生き物にとっても必要であった。</p> <p>川沿い（天神川）の樹木は全て伐採され、カワセミの止まる枝もなくなってしまった。全て伐採すると、そこに棲む小さな昆虫たちの移動できる場所、避難できる場所も奪われる。</p> <p>道路と川は、県の管轄だと聞いたことがある。市だけではどうにもできないことかもしれないが、どうにか連携できないか、或いは説明責任を果たしてほしい。</p> <p>また、公共施設等では、学校等敷地内の樹木の伐採・剪定は、見るに堪えないものがある。幹ごと伐られているものがほとんどで、景観は最悪である。</p> <p>強剪定された樹木で、まれに枯れてしまうものもある。</p> <p>稲野小は伊丹市内では歴史が長く、古い樹木も多いと思われるが、強剪定により無惨な姿になっている。</p> <p>数年前は、そこでコゲラやシロハラなどの野鳥を見かけていたが、今はもう小鳥がとまったり隠れたりできる木はない。隣に移動できる神社があるが、そこも伐採されていた。数年前はその神社でタマムシを見かけたことがあったが、今はどこへいったやら。</p> <p>伐採・剪定は見通しを良くするためだとは思いますが、「樹林地・樹木の保全に努め」ているとは言い難いレベルである。</p> <p>瑞穂小にはビオトープがあり、そこにしかない貴重な動植物がいたはずだが、1～2年前に訪れた時には、全てが枯れて廃墟ようになっていた。</p> <p>旧稲野幼稚園の園庭にも、かつて小さなビオトープがあり、多種多様な昆虫、イトトンボも見られたが、新しい施設に代わる時に重機が入り、跡形もなく生き物たちが消えてしまった。「生物多様性が保全され」ているとは言い難い。</p> <p>したがって、自然環境の保全に対して全く満足していないのだが、何処で、誰に、どんなふうに意識調査をしてプラス評価になったのかを教えてください。</p> <p>また、実際には動植物の数が減っているにもかかわらず、満足度が上がっているのは、「身近な動植物や生物多様性に関する正しい知識の普及」が不十分だからではないか。</p> <p>根底には「邪魔になれば伐採、取り除く」という意識が一般的に浸透しているように思われる。</p> <p>冊子を配布するだけでなく、実際の身近な場</p>	
---	--

	所にも目を向け、「自然環境と共生」という意識へと変えていけるような取組が必要である。	
2	昆陽池のカラスが多すぎる。道路にもフンが多数落ちていて不衛生きわまりない。まるでカラスの巣みたいで景観も悪い。 なんらかの対策をとって欲しいです。 宜しく願い致します。	ご意見として各関係部署に共有するとともに、本計画の中間見直しの検討時に、参考にさせていただきます。

(2) 伊丹市ゼロカーボンシティ宣言（案）に関する意見

No.	意見内容	市の考え方
1	ゼロカーボンシティ宣言をして具体的に何を するのかわからない。	(1) ① No.8の通りです。